

おものがわ こよしがわ
雄物川下流、子吉川

堤防を除草した刈草を一般の方々に無償で提供します。

秋田河川国道事務所では、堤防の状況監視や出水時等による堤防の異常を早期に発見するほか、ゴミの不法投棄を監視するため、年2回の堤防除草を行っています。

これまで、焼却処分していた刈草を家畜の飼料や畑の敷草等に利用してもらうことで、有機物の循環利用の推進及び維持的経費のコスト縮減になるものと考えます。

今年度は子吉川では伐採木も提供します。

◆提供方法

●刈草を希望する方は、担当出張所に住所、氏名、利用方法等の必要事項を申込用紙に記入、持参の上、申し込み願います。

●ロール化した刈草（50cm×70cm、10kg/個）は数カ所の保管場所にありますので、応募された方は指定された保管場所より、ご自分で積込・運搬をお願いします。

●除草・ロール化の際はゴミ等が混入しないように配慮しますが、使用の際は十分留意願います。

●希望者が多数の場合には、希望数量を提供出来ない場合がありますので、予めご容赦ください。

※刈草提供証明書の必要な方は事前に申し出てください。

◆受付及び提供時期

●申し込み受付

平成24年6月15日(金)～6月26日(火)

平日 9:00～16:00

●提供時期

平成24年6月下旬から順次～無くなり次第終了

平日 9:00～16:00

●詳しくは、各出張所まで

お問い合わせください。



ロール化した刈草



刈草の一般提供状況

◆担当出張所問い合わせ先



雄物川担当

茨島出張所

〒010-0065

秋田県秋田市茨島5丁目6-28

電話 018-862-4362



子吉川担当

子吉川出張所

〒015-0012

秋田県由利本荘市石脇字田尻29

電話 0184-22-6360

発表記者会：秋田県政記者クラブ

お問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所

副所長（河川） 槻山 敏昭 Tel：018-864-2290

河川管理課長 菅井 明仁 Tel：018-864-2290